感染症指定医療機関(結核)の手続きについて

1 指定を受けていない医療機関の届出

届出事由	必要な手続き	提出(添付)書類
新たに指定を受けるとき	指定医療機関指定申請	①結核指定医療機関指定申請書 ②医療法、薬事法による開設許可証の写し ③指定日を届出日以前の日にする場合は遡及願

2 すでに指定を受けている医療機関の届出

(1) 指定医療機関変更届による手続き

届出事由	必要な手続き	提出する書類
医療機関の名称が変わるとき	指定医療機関変更届	①指定医療機関変更届 ②「感染症指定医療機関指定書」 の原本 ③上記の②を紛失した場合は 「紛失届」を提出 ④変更内容を確認できる書類 (診療所や薬局における変更届 の写し)
開設者の名称が変わるとき		
開設者の住所が変わるとき		
住居表示の変更等により、医療機関の所在地名の呼称及び地番が変わったとき(※移転の場合は下記(2))		

(2) 現在の指定を辞退し、新たに指定申請を行う手続き

届出事由	必要な手続き	提出する書類	
開設者が変わるとき	指定医療機関辞退届 及び 結核医療機関指定申 請	②指定医療機関辞退届	①結核指定医療機関指定申請書
開設者が個人から法人(法人から個人)			②指定医漿機関群返曲 ③「感染症指定医療機関指定書」
に変わるとき		の原本※3	
医療機関を移転するとき		④上記③を紛失してしまった場合は「紛失届」を提出	
診療所を病院に(病院を診療所に) 変更するとき		⑤医療法、薬事法による開設許可証の写し ⑥指定日を遡及する場合は、「遡 及願」	

(3) 医療機関の廃止等により感染症指定医療機関(結核)を辞退する場合

必要な手続き	提出する書類	
指定医療機関辞退届	①指定医療機関辞退届 ②「感染症指定医療機関指定書」の原本 ③上記②を紛失してしまった場合は「紛失届」を提出	

◎書類の提出先は、医療機関を所管している保健所になります。

☆届出様式は、中央区ホームページからダウンロードできます。

【問合せ先】中央区保健所 健康推進課 予防係 TelO3-3541-5930 (直通)